

地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、豊田市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請事業者をいう。）が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号・国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知）に規定する地域建設業経営強化融資制度をいう。）を利用する場合に、豊田市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

（債権譲渡の対象工事）

第2条 豊田市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除いた工事とする。

- （1）債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- （2）履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- （3）低入札価格調査の対象となった工事
- （4）その他建設企業の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

（債権譲渡先）

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

（譲渡債権の範囲）

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、市が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後のものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

（出来高確認）

第6条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、市長に工事出来高査定協力依頼書（参考様式1）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする請負者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1) 3通

(2) 請負者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通

* 債権譲渡契約については、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であるものとする。

(3) 工事履行報告書(様式2) 1通

(4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(5) 下請人等への支払状況及び支払予定を記載した支払状況・支払計画書(参考様式2) 1通

(6) 発行日から3か月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(債権譲渡の承諾手続等)

第8条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受理後速やかに承諾のための手続を行うものとする。

2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内(期限の日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。)に行うものとする。

3 市長は、債権譲渡を承諾した場合は確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を請負者に交付するものとする。

4 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに請負者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負者に連絡することとする。

5 市長は、債権譲渡整理簿(様式3)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

6 市長は、第2条による対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書(様式4)により請負者に通知するものとする。

(債権譲渡に伴う処理)

第9条 請負者は、第7条の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結したときは、速やかに債権譲渡契約証書の写しを市長に提出しなければならない。

(債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い)

第10条 請負者及び債権譲渡先は、第2条に定める対象工事に係る債権譲渡が行われた後は、工事約款第39条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

(融資実行報告書の提出)

第11条 債権譲渡の承諾後、請負者及び債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書(様式5)を市長に提出しなければならない。

2 請負者が、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保

証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出しなければならない。

（請負代金の請求等）

第12条 債権譲渡先は、請負者が工事約款第33条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出しなければならない。

（1）工事請負代金請求書（様式6） 1通

（2）債権譲渡承諾書の写し 1通

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。